

事務連絡
令和2年6月18日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部
施設サービス支援課長

特別支援学校等の学校の再開に伴う放課後等デイサービス事業所等の 対応について（通知）

平素より、東京都の障害児・者施策の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意し、各事業所等の運営に努めていただいていることに、厚く御礼申し上げます。

都立学校における学校の再開については、令和2年6月1日から段階的に再開しているところですが、分散登校のⅢ期の終了に向けて、放課後等デイサービス事業所等の対応について、以下のとおりまとめましたので、確認の上、ご対応をお願いいたします。

記

1 放課後等デイサービスについて

(1) 請求単位について

分散登校を行う際に、学校の一部を休業としている場合については、全部を休業しているものとして、学校休業日の単価を適用することとしているが、その適用終了日については、都では令和2年6月30日（火曜日）を以て終了とする。ただし、再度、新型コロナウイルスの影響で、特別支援学校等が臨時休業となるような状況が生じた場合には、市町村において、適宜学校休業日単価を適用することとしてよい。

医療的ケア児・重症心身障害を対象とした事業所のように、広域的に利用されている事業所などでは、事業所から各区市町村に対して申し出ることにより、区

市町村において、当該事業所については、当該区市町村に所在する他の事業所とは異なる終了日を個別に設定しても差し支えないこととする。

なお、学校休業日単価の適用終了日以降については、原則どおり、授業終了後の児童と学校休業日（学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日、学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日、又は臨時休校の日）の児童がいる場合については、個々の利用実態に応じた単価の適用とする。

（2）人員欠如減算の取扱いについて

学校の分散登校に伴う子どもの預け先の確保等の問題で職員の勤務が短時間となる場合のほか、職員本人の罹患や職員家族の罹患による在宅待機の場合により、やむを得ず出勤できない場合については、サービス提供職員欠如減算の適用は行わない扱いとする。ただし、できる限り代替の職員を確保して、児童の安全に配慮した支援を行うこと。

（3）児童指導員等加配加算の取扱いについて

児童指導員等加配加算を算定している事業所については、原則加算の算定要件を満たした配置を行うこと。

学校の臨時休業に関連して、やむを得ず職員が出勤できない場合については、有給休暇や特別休暇等の適用を行うことで従前どおりの加算算定を可能とするが、児童に対する安全な支援の提供に配慮するため、可能な限り代替職員の配置を行うこと。

（4）福祉専門職員配置等加算の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対応により、一時的に加算の要件を満たさなくなった場合であっても、利用者への支援に配慮したうえで、従前の（新型コロナウイルス感染症への対応前の配置に基づく）加算を算定することを可能とする。

（5）定員超過の取扱いについて

令和2年3月16日付都事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その2）」の「4 定員超過の取扱いについて」は、対象期間の変更はなく春季休業開始日の前日までとし、それ以降については定員を遵守することは当然とし、「新しい日常」の定着に向けて、従前以上に定員の遵守の徹底を図ること。

また、利用人数については、感染を恐れて欠席した児童に対する可能な限りの

サービス提供にて通常と同等のサービス提供を行ったと区市町村が認めた場合（以下、「代替的サービス」という。）として報酬算定を行った人数も含まれるため、通所利用の利用人数と代替的サービスの利用人数を合わせて定員を遵守すること。

（6）代替的サービスについて

児童が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、事業所が居宅への訪問、電話その他の方法で児童の健康管理や自宅で問題が生じていないか等の確認、保護者への相談援助などの可能な範囲での支援の提供を行い、当該相談援助の内容について記録を行ったことを以て通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして区市町村が認める場合には、引き続き報酬の算定の対象とすることができることとする。ただし、その場合にあっても、家庭の孤立化防止や適切な介入のきっかけ、円滑な通所再開のためとしての支援であることに留意すること。

代替的サービスの提供に当たっては、厚生労働省発出の事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のため学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）」及び「新型コロナウイルス感染症防止のため小学校等臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（4月28日版）」にも記載があるとおり、①新型コロナウイルス感染症を予防するための利用者側からの欠席希望があること、②事業所が居宅への訪問、音声電話、Skypeその他の方法で可能な範囲の支援の提供の利用者側の利用希望がある場合が前提となっており、③通常のサービス利用とみなされることから、利用者負担が発生することについてあらかじめ保護者に丁寧な説明を行い、事前に保護者に同意を得ること。また、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに留意すること。通常のサービス利用とみなされるため、支給量のうちの1日に含まれることに留意し、代替的サービスを利用した児童を含めて、運営規程に定めている利用定員を遵守すること。

なお、令和2年6月1日以降は、「**（都独自様式）新型コロナウイルス感染症に関連した代替的サービスの提供記録**」を使用すること。また、独自様式については、サービス提供記録と同等のものとして取扱い、内容について保護者の確認を得ることとし、区市町村の求めに応じ、当該書類の写しを提出すること。

2 児童発達支援について

上記1（2）～（6）については、児童発達支援についても準用する。

3 適用期間について

- (1) 上記1 (2) ~ (5) については、令和2年6月30日までとする。
- (2) 上記1 (6) の代替的サービスの適用期間の終期については、情勢を鑑み、別途通知する。ただし、放課後等デイサービスにおいては、令和2年7月1日（水曜日）以降は、適用する単価は個々の利用実態に応じて、授業終了後又は休業日の報酬を算定とする。